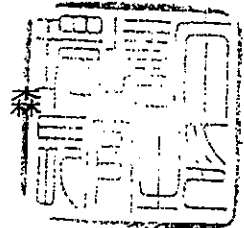


諮問第24号
環大企第291号
平成7年9月20日

中央環境審議会

会長 近藤次郎 殿

環境庁長官
大島 理



今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（諮問）

環境基本法第41条第2項第3号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

近年、我が国の大気中から低濃度ではあるが種々の有害な物質が検出され、これらの物質の長期間の曝露による健康への影響が懸念されるに至っている。

これらの有害大気汚染物質は、その種類が非常に多く、性状が多様であること、燃焼に伴って排出されるものに限らず、当該物質の製造、使用、さらに当該物質を含んだ製品の使用、廃棄等の過程で大気中に排出されるなど発生源及び排出形態が多様であること等の特徴を有している。

現在、大気汚染防止法に基づき、幾つかの有害大気汚染物質についてはばい煙発生施設の排出口からの排出等に関し規制を行っているが、今後は、環境基本法の基本理念にのっとり、国民への健康影響の未然防止の観点から、有害大気汚染物質全体を視野に入れ、その特徴を踏まえて、その健康影響の程度や多様な発生源、排出形態に応じた的確な対策を講ずる必要がある。

このため、今後の有害大気汚染物質対策のあり方について、貴審議会の意見を求めるものである。